

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日にA所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、営業員としてC営業所に配属された。その後、平成〇年〇月〇日に会社D営業所（以下「営業所」という。）に配属となり、営業担当としてコンクリート二次製品のPRと設計折込み活動等の業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日出社後、E県F市内で開催される「G研究会」に参加するため、同日午前9時30分頃、社用車にて1人で出発した。現地到着後、社用車を降りて会場であるHセンターに向かっていたが、同センターの玄関で倒れているところを関係者に発見された。被災者はI病院に救急搬送されたが、同日午後〇時〇分に死亡が確認された。死体検案書によれば、直接死因「心疾患の疑い」であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及ん

だものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) I病院J医師作成の死体検案書によると、被災者の直接死因は、「心疾患の疑い」とされているところ、平成〇年〇月〇日付けK医師作成の意見書及び平成〇年〇月〇日付けL医師作成の意見書からみて、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のアに説示のとおり、被災者は平成〇年〇月〇日に、「心停止(心臓突然死を含む。)」(以下「本件疾病」という。)を発症し死亡したものと判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む虚血性心疾患等の業務上外の判断に当たっては、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 発症直前から前日までの間における「異常な出来事」について

タイムカードによると、被災者は死亡当日、午前8時26分に出社し、その後、社用車で出張しているが、M次長の申述等からは、被災者が発症直前から前日までの間において認定基準に定める「異常な出来事」に遭遇したとの事実は認められない。

(4) 短期間の過重業務について

被災者の時間外労働時間は、タイムカード及び業務日報によると発症前日が3時間17分、発症前1週間が13時間37分であり、その間に2日の休日も認められていることから、被災者が発症前おおむね1週間において、特に過重な業務に従事したとは評価できない。

なお、請求人は、被災者がタイムカード等の記録以外にも時間外労働を行っていた旨を主張するが、関係資料等を精査したところ具体的にその証拠となる事実は認められないことからこれを採用することはできない。

(5) 長期間の過重業務について

決定書理由第2の2の(2)のウの(ウ)に説示するとおり、審査官が運転日報等の資料を基に算定した被災者の時間外労働時間数は、発症前1か月間は41時間38分、発症前2か月間ないし6か月間における月平均時間外労働時間数の最長は、発症前5か月間を平均した58時間23分であり、業務と発症との関連性が強いと評価できる1か月当たり月80時間を超える時間外労働は認められない。

なお、被災者がタイムカード等の記録以外にも時間外労働を行っていた旨の請求人の主張を採用できないことは、上記(4)のとおりである。

(6) 労働時間以外の負荷要因として、営業所には休職者と退職者がいたことは認められるが、M次長の申述から、休職者及び退職者の業務については営業所にいる4人の職員で分担しており、被災者のみに業務が集中し負担が増加したわけではなく、業務が増加した事実は認められるものの、認定基準別紙に掲げられた精神的緊張を伴う業務に従事したとまでは認められず、その他負荷要因も認められない。

(7) 以上のとおり、被災者の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないことから、被災者の本件疾病の発症及び死亡は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。